

# 清須市地域防災計画

## － 1 総則－



# 1 総則

## ■あらし

全体として、5つの章から構成される。

第1章では、清須市地域防災計画（以下、「本計画」という。）策定の法的根拠及び計画の目的、他の計画との関係を整理するとともに、計画の実効性を維持するため毎年修正すべきことを位置付けている。

第2章では、本計画の拠って立つべき「計画の基本理念」「基本目標」「施策の大綱」からなる「防災ビジョン」を示し、本計画が長期にわたり総合的かつ実効性あるものとなるよう位置付けている。

第3章では、本計画を実行する主体となる行政、計画の遂行上関係のある公共機関・団体等に関して、それぞれの果たすべき事務又は業務の大綱について示すとともに、市民（個人）、事業所（企業市民）のとるべき措置を記載している。これは、1995年の阪神淡路大震災、2000年の東海豪雨、2011年の東日本大震災の教訓を踏まえ、「自らの安全は自ら守る」の基本原則にたち、予防・応急・復旧の各対策の実施に市ぐるみで取り組むべきことを示している。

第4章では、本市のもつ地域としての災害特性の要点を把握するため、本計画に盛り込まれるべき予防・応急・復旧の各計画策定の前提条件となる清須市の自然的条件、社会的条件のあらしを示している。

第5章では、地域としての災害特性の要点を把握するため、風水害に関しては、2000年の東海豪雨における被害状況の考察とともに、中部地方整備局作成の「庄内川浸水想定区域図」、及び「木曾川流域浸水想定図」、愛知県作成の「新川浸水想定区域図」による浸水区域図を示している。また、地震災害に関しては、愛知県作成の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成26年5月）の結果を中心としてまとめている。

## 第1章 計画の目的

---

### 第1節 計画の目的

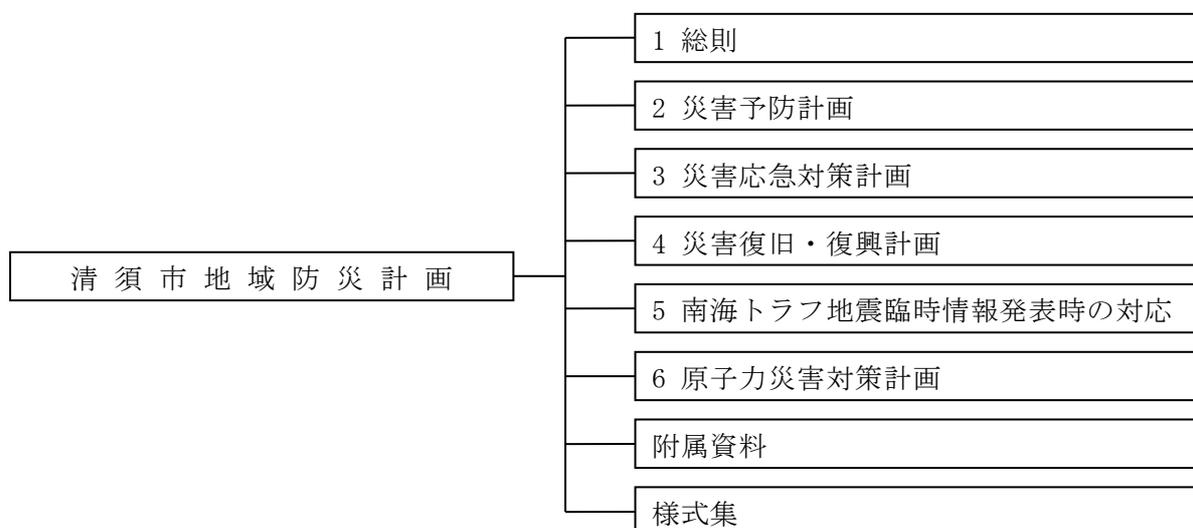
この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、市、県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

### 第2節 計画の性格及び基本方針

- (1) 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清須市防災会議が作成する「清須市地域防災計画」として、災害対策の基本的事項を定めるものである。
- (2) 本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までをも含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (3) 本計画は、県、防災関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び市民の責任を明確にするとともに、それぞれが防災に関し行う基本的事務、業務又は任務を有機的に結合し、対策の一貫性を図るための規範となるべき計画である。さらに、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) 本計画は、清須市の地域としての特性を踏まえて定めるものであり、その限りにおいて災害に対処するための恒久的な計画である。
- (5) 本計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識した防災体制を確立するよう努める。

### 第3節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



### 第4節 他の計画との関係

#### 1 県地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき清須市の区域に係る災害から市民（来市者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定めるものであり、国（指定行政機関）等が作成する防災基本計画及び愛知県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

#### 2 西春日井広域事務組合消防計画との関係

消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、清須市が北名古屋市、豊山町とともに組織する一部事務組合である西春日井広域事務組合消防本部（署）及び非常備消防としての消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・風水害・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。しかし、本計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

##### －地域防災計画と西春日井広域事務組合消防計画との関係－

- 消防計画は、消防機関が組織として独自に定めるものであり、消防機関が分掌する事務に関し、その活動内容が詳細に記載されている。
- 住宅火災等、比較的小規模な災害に対して、専任の組織として迅速に対応するための計画である。
- 災害の程度、推移に応じて、市の総力をあげて対処すべく地域防災計画に有機的に移行することができるような計画である。

## 第5節 計画の修正

本計画は、恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは清須市防災会議において修正する。

したがって、各機関は、関係のある事項について検討し、毎年、清須市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに計画修正案を清須市防災会議（事務局：危機管理部危機管理課）へ提出しなければならない。

## 第2章 防災ビジョン

### 第1節 防災の基本理念

平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、基本理念についての記述が追加された。これに伴い、愛知県地域防災計画では以下のように基本理念をまとめている。

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行等とあいまって、洪水等の災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

#### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことに

## 1 総則

より、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

本市においては、地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた本計画の策定及び新計画運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

### －計画の理念－

- 1 災害に強い都市をつくる
- 2 防災施設・設備等を整備・強化する
- 3 防災基礎体力を向上させる
- 4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

## 第2節 基本目標

### 1 基本目標

市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標は、次の15項目とする。

### －基本目標－

- 1 延焼火災を発生させない、都市空間の整備・強化
- 2 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化
- 3 水害その他の災害からの安全確保
- 4 まちの「ノーマライゼーション」
- 5 防災拠点機能の整備及び強化
- 6 安全避難のための環境整備
- 7 その他救援・救護対策実施のための環境整備
- 8 施設・設備等の「ノーマライゼーション」
- 9 市民・職員の災害時行動力の強化
- 10 地域・事業所における助け合いの防災体制強化
- 11 実践的な防災訓練の実施等
- 12 地域特性に即した救援・救護対策の確立
- 13 要配慮者の安全確保対策の確立
- 14 役割分担・連携方法・実施手順の明確化
- 15 応援・ボランティア受入れ体制の確立

### 2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

## (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

## (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込む等、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

## (3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

## (4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

## (5) 事業者や市民等との連携に関する事項

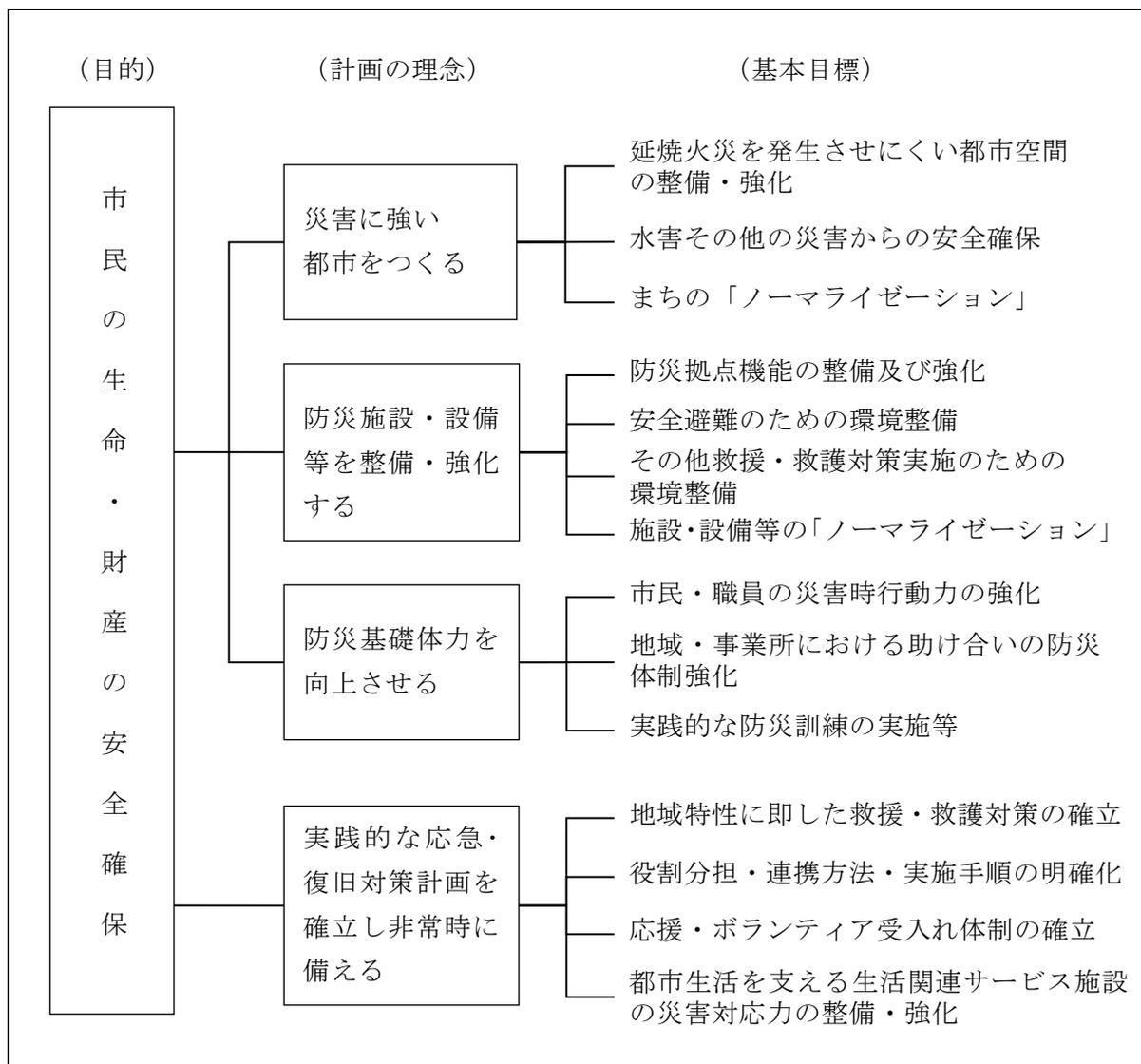
関係機関が一体となった防災対策を推進するため、清須市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

## (6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

### 第3節 施策の大綱

#### 1 計画の目的、理念、基本目標の関係



#### 2 基本目標のあらましや背景等

以下に示す基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき達成状況を見直しつつ、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まれるべきものとして位置付ける。

#### 災害に強い都市をつくる

##### (1) 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化

都市化の進展により生活の便利さが増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。これまでの被災地の災害経験をみても、電気供給の停止はそれ自体による様々なサービス機能の低下をまねくだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設

のサービス機能をも同時に停止させてしまう。上水道の供給停止は、市民の生命の維持を脅かす。また、災害発生直後に電話が輻そう状態になることは通例となっており、電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し、迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にする。それにより維持されてきた都市におけるコミュニケーション活動の停滞をまねき社会秩序の混乱・不安定化を助長させる。

いわゆる都市型災害の発生を最小限度に軽減するため、都市の生活を維持するための生活関連サービス施設の災害対応力を整備・強化する必要がある。

## (2) 水害その他の災害危険からの安全確保

河川施設等については、危惧される箇所を常時点検により安全性を強化するとともに、浸水予想図（ハザードマップ）により浸水場所、浸水水位を想定する等、雨水流出抑制のための様々な施策を総合的に組み合わせた治水対策を推進し、水害に対して強いまちづくりを進める必要がある。

また、都市には火災や建物の倒壊による危険以外の様々な災害危険要因がある。ブロック塀や大谷石塀等の倒壊、窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例のなかで大きな位置を占めている。事前に危険性を解消しておくことができれば、1・2次災害はさらに最小限度に軽減することができる。

## (3) まちの「ノーマライゼーション」

一般に高齢者や乳幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年齢層の市民に比べ、体力や判断力の点でやや不十分であると想定される。障害者や日本語を理解できない外国人も自らの安全を確保するためには、家族や周囲の人々の「介助支援」が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかで、事前の準備なしに「介助支援」が常に期待できるわけではない。

また、最悪の場合、他人の「介助支援」が全くなしのケースも想定されないわけにはいかない。まちづくり計画でできること、コミュニティの活性化を計画的に進めるなかでできることを加味・検討し、まちの「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保のための環境整備）を進める必要がある。

# 防災施設・設備等を整備・強化する

## (1) 防災拠点機能の整備及び強化

災害時には、市役所に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関と密な連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立する必要がある（「集中防御」体制）。そのためには、なによりも市役所や防災関係機関の施設が大きな損傷を被り対策本部としての機能をマヒさせることがないように、浸水対策や地震災害対策を講じておく必要がある。

また、市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱のなかで迅速に対応するためには、各自・各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）しうる体制を整備する必要がある。「集中防御」と「分散防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となるにふさわしい施設・設備等を整備し、強化しておかなければならない。特に、主要な地域防災力となる消防団が使用する消防車両や消防団詰所等

## 1 総則

については、老朽化等に対応した計画的な整備を進める必要がある。

### (2) 安全避難のための環境整備

広域的な延焼火災や庄内川・新川・五条川堤防の決壊等の非常災害が発生しても、緊急に難を避け生命の安全を確保することができるよう、避難路が整備され、適切な範囲内に避難場所が整備される必要がある。

また、非常時において混乱を最小限に軽減しながら適切に避難するための誘導體制の整備や資機材・救助用ボート等の備蓄を行うとともに、避難行動力の不十分な、いわゆる要配慮者が適切に避難できるような避難準備情報の発表、介助体制を確立する必要がある。

### (3) その他救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況のなかでは、市民、民間事業所、団体等を含めた「市ぐるみ総動員体制」、他市町村、県、国、自衛隊等への迅速な応援要請のための手順、そして当面優先して対応すべき順位を可能な限り、あらかじめ明確にした活動計画を確立し、トップの指示を待つことなく現場がそれぞれの判断で発動しうる体制にしておく必要がある。

迅速で適切な救援・救護対策を実施するためには、第1に、災害対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある（「緊急輸送環境の整備」）。第2に、より多くの人命の救助、重傷病者の優先救護を第一原則とした「救助・救急体制」、「災害時医療体制」等の整備が必要である。第3に、平常時において様々な介護介助サービスを受けている高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、人工透析患者等に対する緊急時におけるサービスの停止又は低下を最小限に軽減するために必要な「要配慮者等の安全環境整備」が必要である。

以下、「給水体制」「ごみ処理体制」「し尿処理体制」「災害時『住』対策」「災害時『教育』対策」「備蓄体制」等、被災した市民の1日も早い生活再建を支援するための救援・救護対策を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ相応の環境を整備しておく必要がある。

### (4) 施設・設備等の「ノーマライゼーション」

防災のための施設・設備等の整備・強化を進める上でも、「ノーマライゼーション」（要配慮者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備）の適用・徹底が必要である。

## 防災基礎体力を向上させる

### (1) 市民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自らの安全を自ら確保し、しかも被害を最小限度に軽減するためには、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「体力」「知力」「気力」を鍛え、災害時行動力の強化を図る必要がある。

### (2) 地域・事業所における助け合いの防災体制強化

どんなに「知力」のあるものでも、パニック化した集団のなかでは、自らの冷静さを保つことは難しい。どんなに「体力」のあるものでも、災害時に負傷すれば、周囲の人々の援助を必要とする。いつ、いかなる事態が発生するか、また、誰が援助を必要とする立場におかれるかは分からない。しかし、災害が発生した場合、地域や事業所において、建物に何らかの被害が生じ、誰かが必ず負傷することは避けられないと想定されている。

「助け合い」は、いわば万一のための「保険」であり、「共済」であるとともに、人々が

「他人」を思いやることで冷静さを取り戻し、パニックの発生を未然に防止する「仕掛け」となることが期待される。

「ノーマライゼーション」＝「共生のまちづくり」を合言葉として、地域と事業所の協力による助け合いの防災体制を強化する必要がある。

また、特に企業に対しては、「地域の一員」（「企業市民」）としての責任・義務を果たす観点から、地域防災上、より一層の役割分担を求める必要がある。

### (3) 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限度に軽減するため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できるだけの「実践的な防災訓練」が実施される必要がある。

また、防災訓練は、様々な事態を想定して立てられたはずの応急対策計画やその他の活動マニュアルが真に実際の使用に役立つものかどうか試される場ともなる。計画の不足を発見し、さらに現実的な計画となるよう改善するためにも、現実的な防災訓練を実施する必要がある。

## 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

### (1) 地域特性に即した救援・救護対策の確立

災害による被害は、市内の全域で一様に生ずるわけではない。それぞれの地域の自然的、社会的特性に即した多様な生じ方をする。不特定多数の人が集まるスーパー等店舗周辺では、パニックや火災の発生が懸念される。中高層住宅では、電気の停止により様々な設備がマヒし、予想もつかないような救援・救護対策が要請されるかもしれない。また、隣接する市との境界部地域においては、市の対策拠点よりもむしろ隣接する市の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。

あるいは、各地区については、橋梁が損壊し通行が困難になった場合には、市本部からの救援が駆けつけるまでの間、地域単独又は周辺市町への応援依頼により応急的な対応を考えざるを得ない。以上のような各地域の置かれた、あるいはもっている自然的・社会的特性を踏まえた救援・救護対策を確立する必要がある。

### (2) 要配慮者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況のなかで、高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れられがちである。また、これまでに発生した大規模災害時の各避難所においても、高齢者や障害者が遅れて到着したために暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時においては必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも、地域防災計画上「要配慮者の安全確保対策」に関する取決めがないことによる。要配慮者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当課を明確化し、併せて避難所において安否の確認や要配慮者優先のために必要なルールを取り決めておく。避難所には必ず市の担当職員を配置しルールの適用を担保する。また、県や

## 1 総則

国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。

さらに、様々な介護介助サービスの緊急時における停止又は低下を最小限に軽減するために必要な「要配慮者対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策を確立する必要がある。

### (3) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられない。あらかじめ「任務」の分担を漏れなく、かつ重複することなく明確化しておき、各人・各部署が与えられた任務を果たすことで、全体として最小限の組織的活動が保証される形にしておく必要がある。

そして、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動期へ、迅速に移行することが要請される。

また、大規模で同時多発的な災害時には、それぞれの部署に適材適所の人員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため、任務に習熟していない人でも与えられた分担任務を最小限度の混乱にとどめながらこなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

### (4) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

2011年の東日本大震災は、従来の防災対策に様々な反省点や教訓を残した。広域連携を行う上で、活動を後方から支援するための資機材や装備が長期間支援を行うには不十分であった。また、職員派遣における被災地のニーズとのマッチングが困難であった。さらに、現地対策本部における権限等が明確でない部分があったほか、本来想定していた県間の調整を行うまでに至らなかったことが指摘されている。

また、被災者支援に欠かせない存在となっているボランティアについても、事前の対策が活かされ、スムーズな受入れに成功している事例がある一方で、拠点づくりや被災者のニーズの把握、宿泊場所や移動手段の確保、資材・食料の不足等を背景にボランティアの受入れに時間を要する事例も見られた。

国、県への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6以上の地震等大規模災害発生時については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。また、ボランティアの受入れや調整に関する本部機能については、可能な限りボランティア連絡協議会等、民間関連組織が主体となるよう位置付ける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当する等の補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入れ体制を確立する必要がある。

## 第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### ■あらし

災害対策基本法第3条から第7条までの規定に基づき、愛知県地域防災計画の定めるところにより、清須市並びに清須市の地域における、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公共的団体その他重要な施設の管理者について網羅的に掲げ、それぞれ防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について示す。

併せて、東海豪雨の教訓を踏まえ、「自らの安全は自ら守る」の基本原則にたち、市民（個人としての責務・役割分担）・事業所（企業市民としての責務・役割分担）のとるべき措置を記載する。

### 第1節 実施責任者

市は、災害対策基本法の基本理念に則り、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

1 総則

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清須市防災会議及び清須市災害対策本部に関する事務</li> <li>2 防災に関する組織の整備</li> <li>3 防災都市づくり事業の推進</li> <li>4 防災に関する施設及び設備の整備、点検</li> <li>5 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備及び点検</li> <li>6 市域にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導</li> <li>7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施</li> <li>8 防災に関する調査研究</li> <li>9 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査と報告</li> <li>10 市域にある市民等への避難の指示及び誘導</li> <li>11 市域にある市民等への災害時広報及び災害相談の実施</li> <li>12 被災者の救助及び救護措置</li> <li>13 緊急道路及び緊急輸送の確保</li> <li>14 被災した市施設・設備の応急復旧</li> <li>15 災害時における医療救護、防疫、保健衛生対策の実施</li> <li>16 災害時における文教対策、給水等の応急措置</li> <li>17 管内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>18 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力</li> <li>19 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</li> <li>20 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際の必要な措置</li> <li>21 自衛隊の災害派遣要請の依頼</li> </ol>

## 2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達</li> <li>2 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</li> <li>3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</li> <li>4 災害の広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）</li> <li>5 地震防災応急対策についての市町村長への指示、又は他の市町村長への応援の指示</li> <li>6 避難の指示の代行</li> <li>7 市町村の実施する被災者の救済の応援及び調整</li> <li>8 災害救助法に基づく被災者の救助</li> <li>9 災害時の医療・防疫及びその他保健衛生に関する応急措置</li> <li>10 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動への指示、調整</li> <li>11 被災児童生徒等への応急の教育</li> <li>12 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設改良及び災害復旧</li> <li>13 農産物、家畜、林産物及び水産物への応急措置</li> <li>14 緊急輸送車両の確認及び確認証明書の交付</li> <li>15 水防、消防、救助及びその他防災に関する施設、設備の整備等</li> <li>16 救援物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくは斡旋</li> <li>17 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</li> <li>18 地下街等の保安確保に必要な指導、助言</li> <li>19 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>20 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏洩（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保</li> <li>21 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</li> <li>22 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及</li> <li>23 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の活用、被害状況の把握</li> <li>24 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等への支援・調整、応急仮設住宅の建設</li> <li>25 被災者生活再建支援法に基づく被災世帯への支給金の支給</li> <li>26 名古屋飛行場の防災対策</li> </ol>

1 総則

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	27 県が管理する河川及び海岸についての洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整 28 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認
尾張県民事務所	1 災害に関する情報の収集伝達 2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 3 緊急通行車両の確認
清須保健所	1 尾張中部医療圏の医療及び公衆衛生に関する調整を行う尾張西部区域保健医療調整会議に関する事 2 医療機関の情報収集に関する事 3 防疫その他保健衛生に関する事
尾張建設事務所	1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防活動の指導に関する事 3 県の所管する河川、道路等における障害物除去に関する事
西枇杷島警察署	1 災害情報の収集及び伝達 2 危険箇所の警戒 3 被害実態の把握 4 危険区域における住民の避難の指示及び誘導 5 交通規制及び交通秩序の確保 6 被災者の救出及び負傷者の救護 7 被災地及び避難場所の警戒 8 犯罪の予防及び検挙 9 広報活動 10 遺体の見分、検視及び行方不明者の調査 11 災害警備活動のための通信の確保 12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動への協力

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。</li> <li>2 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</li> <li>3 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</li> <li>4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</li> <li>5 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</li> <li>6 上記（1）～（5）の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</li> </ol>
東海農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策の推進</li> <li>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集</li> <li>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための指導</li> <li>4 被災地の農作物等の病虫害防除に関する応急措置の指導</li> <li>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う</li> <li>6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置</li> <li>7 地方公共団体の要請による農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導</li> <li>9 米穀の応急食料の調達・供給</li> <li>10 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる</li> <li>11 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する緊急相談窓口の設置</li> </ol>

1 総則

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 降雨、河川水位、水象についての観測</li> <li>(2) 所管する河川、道路施設等の管理に関すること</li> <li>(3) 防災上必要な教育及び訓練に関すること</li> <li>(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</li> <li>(5) 災害応急復旧用資機材についての備蓄の推進</li> </ol> </li> <li>2 初動対応               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う</li> <li>(2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策への支援を行う</li> </ol> </li> <li>3 応急復旧               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、必要な体制の整備及び所掌事務の実施</li> <li>(2) 災害時における交通確保と道路施設の災害応急対策工事に関すること</li> <li>(3) 堤防、せき、水門等河川管理施設の災害応急対策工事に関すること</li> <li>(4) 災害復旧工事の施工又は再度災害防止工事の施工に関すること</li> </ol> </li> </ol>
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</li> <li>2 電力及びガスの安定供給の確保に関すること</li> <li>3 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化に関すること</li> <li>5 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>2 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督</li> <li>3 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</li> <li>4 陸上における物資及び旅客輸送の確保のための自動車の調達 斡旋、運送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導</li> <li>5 自動車運送事業者への運送の協力要請に関すること</li> <li>6 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、 被災地の早期復旧その他災害応急対策の支援</li> </ol>
名古屋地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び 発表</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発 表、伝達及び解説</li> <li>3 清須市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</li> <li>4 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</li> </ol>
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の 情報収集</li> </ol>
国土地理院中部 地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における 地理空間情報の活用</li> <li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が 提供及び公開する防災関連情報の利活用</li> <li>3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報シ ステムの活用</li> <li>4 被災した地域の災害復旧・復興にあつては、位置に関わる情 報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地 図の修正測量等を実施。また、公共基準点等の復旧測量、地図の 修正測量等公共測量の実施にあつては、測量法第36条の規定に より、実施計画書の技術的助言を実施</li> </ol>

1 総則

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
防衛省 陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊 (守山駐屯地)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の把握</li> <li>2 避難の援助</li> <li>3 遭難者等の捜索救助</li> <li>4 水防活動</li> <li>5 消防活動</li> <li>6 道路又は水路の啓開</li> <li>7 応急医療、救護及び防疫</li> <li>8 人員及び物資の緊急輸送</li> <li>9 給食及び給水</li> <li>10 入浴支援を行う。</li> <li>11 救援物資の無償貸与又は譲与</li> <li>12 危険物（火薬類等）の保安及び除去</li> <li>13 その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動</li> </ol>

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信への通信設備の優先的利用の実施</li> <li>3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備</li> <li>4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備</li> <li>5 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>6 気象等警報の県・市への連絡</li> <li>7 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除</li> </ol>
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する通信設備の優先的な利用</li> <li>3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</li> <li>4 災害時における通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>5 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電話料金等の免除</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社NTTドコモ 東海支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達</li> <li>2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</li> <li>3 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除</li> <li>5 予知情報名の細分化</li> </ol>
KDDI株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の耐災害性の強化</li> <li>2 災害時における国際通信の確保・被災施設及び設備の早期復旧</li> <li>3 災害応急措置の実施に必要な通信について防災関係機関からの要請による優先的な対応</li> </ol>
ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、防災関係機関からの要請による優先的対応</li> <li>3 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達</li> </ol>
楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</li> <li>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</li> <li>3 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</li> </ol>
日本郵便株式会社 東海支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除</li> <li>2 災害時における郵便はがき等の無償交付</li> <li>3 郵便振替等による被災者救援の寄付金送金の無料扱い</li> <li>4 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること</li> <li>5 窓口業務の確保</li> </ol>
独立行政法人都市再生機構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</li> <li>2 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</li> </ol>

1 総則

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>日本赤十字社 (愛知県支部) (清須市地区)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。</li> <li>2 避難所の設置に係る支援を行う。</li> <li>3 医療、助産、死体の処理（一時保管を除く。）の業務を行う。</li> <li>4 血液製剤の確保と供給を行う。</li> <li>5 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布・緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</li> <li>6 義援金等の受付と配分を行う。 なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公平な配分に努める。</li> </ol>
<p>日本放送協会 (名古屋放送局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象等予警報及び被害状況等の報道</li> <li>2 防災知識の普及に関する報道</li> <li>3 放送施設の保守</li> <li>4 災害時における放送送出を確保するための放送施設の整備拡充</li> <li>5 社会事業等による義援金品の募集、配布</li> </ol>
<p>中部電力株式会社(※1)、 株式会社 J E R A、関西 電力株式会社(※2) 電源 開発株式会社(※3)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被害状況を調査し、その早期復旧を図る。</li> <li>2 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 (※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む（以降同じ。） (※2) 関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。） (※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</li> </ol>
<p>東海旅客鉄道株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理</li> <li>2 災害により線路が不通となった場合の、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施</li> <li>3 災害時の救助物資及び避難者輸送の協力</li> <li>4 死傷者の救護及び処置</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
名古屋鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理</li> <li>2 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施</li> <li>3 災害時の救助物資及び避難者輸送の協力</li> <li>4 死傷者の救護及び処置</li> </ol>
東邦ガス株式会社(※)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設に関する耐災害性能の強化</li> <li>2 ガス施設による2次災害の予防</li> <li>3 被災施設の復旧・需要家へのガスの早期供給再開</li> </ol> (※)東邦ガスネットワーク株式会社含む。(以降同じ。)

## 6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人愛知県医師会 (西名古屋医師会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急及び助産活動への協力</li> <li>2 防疫その他保健衛生活動への協力</li> </ol>
一般社団法人愛知県歯科 医師会(西春日井歯科医 師会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歯科保健医療活動への協力</li> <li>2 身元確認活動への協力</li> </ol>
一般社団法人愛知県薬剤 師会(西春日井薬剤師会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品等の供給及び保管管理活動への協力</li> <li>2 医薬品等の適正使用に関する活動への協力</li> </ol>
株式会社東海交通事業 城北線	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 名古屋鉄道株式会社に準ずる</li> </ol>
一般社団法人愛知県トラ ック協会(尾西支部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急活動のための関係機関からの緊急輸送要請に対応</li> <li>2 救助物資及び避難者輸送の協力</li> </ol>
各民間放送及び新聞社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本放送協会に準ずる</li> </ol>

## 7 一部事務組合等

機関の名称	事務又は業務の大綱
西春日井広域事務組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動への協力</li> <li>2 尾張中北消防指令センターを整備し、消防通信指令事務の共同運用に関する事</li> </ol>

1 総則

機関の名称	事務又は業務の大綱
五条広域事務組合	1 し尿処理施設の維持管理 2 被災施設の復旧 3 市が行う防災活動への協力

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
名古屋市上下水道局	1 水道施設に関する耐災害性能の強化 2 水道施設による2次災害の予防 3 被災施設の復旧・需要家への水道の早期供給再開 4 市が行う応急給水活動への協力
尾張水道事務所 (春日地区)	1 水道施設に関する耐災害性能の強化 2 水道施設による二次災害の予防 3 被災施設の復旧・春日配水場への早期供給再開 4 市が行う応急給水活動への協力
愛知県建設業協会	1 仮設住宅、便所の建設への協力 2 倒壊住宅等の撤去への協力 3 その他災害時における建設活動への協力
西春日井農業協同組合	1 災害時における食料及び物資の供給に関する協力 2 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 3 農作物の災害応急対策への指導 4 被災農家への融資及び斡旋 5 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
市商工会	1 救助物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
市社会福祉協議会 災害ボランティアコーデ ィネーター連絡会 社会教育関係団体	1 被災者への炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業 務等に関する協力 2 その他災害応急対策についての協力
交通安全協会	1 避難者の誘導及び救出救護への協力 2 被災地及び避難場所の交通規制、警戒についての協力 3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の誘導及び救出救護への協力</li> <li>2 被災者への炊き出し、救援物資の配分及び避難所の運營業務等への協力</li> <li>3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力</li> <li>4 自主防災活動の実施</li> </ol>
LPガス、石油等販売業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時におけるLPガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全</li> <li>2 災害時におけるLPガス、石油等の供給</li> <li>3 被災施設の応急処理と復旧</li> </ol>
病院・医院経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難訓練の実施</li> <li>2 災害時における負傷者の医療と助産救助への協力</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住民・事業者等への資金の融資等</li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清須市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力</li> <li>2 自主防災組織等との連携による応急対策</li> </ol>
宮田用水土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地改良区の管理する農業用施設等（下之郷立切、パイプライン等）の整備、点検及び災害復旧対策</li> </ol>
福田悪水土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地改良区の管理する農業用施設等（用水等）の整備、点検及び災害復旧対策</li> </ol>

## 9 市民・事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
市民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること</li> <li>2 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること</li> </ol>
事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業活動にあたって、その企業市民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をはらうこと</li> <li>2 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること</li> <li>3 県知事及び市長が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力をはらうこと</li> </ol>

## 第4章 市の概況

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置及び面積

濃尾平野の中央部に位置する清須市は、名古屋市に隣接しており、名古屋中心部から5kmの至近距離にある。

面積は17.35km<sup>2</sup>で、東西約5.5km、南北約8.0kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.34%にあたる。

#### 2 地形・地質

清須市は古来から中部山岳地帯に源を發する木曾川・庄内川の氾濫が原因となって發達した沖積地である。海拔は10m未満で、起伏がなく概ね平坦であるが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

市の中央を新川が貫流し、西部に五条川が流れ、市の南端で新川と合流している。東南には庄内川が流れ、平常時でも自然排水が困難な状態にあり、潜在的に洪水の危険性をはらんでいる。

また、地下水の状況については、低地の地下水位はG L = -2m前後と常に浅い位置にある。

#### 3 気象

気候は温帯多雨、夏は高温、気候区12属に属しており、東海型気候を示し、概して気候は温暖である。

附属資料	第1 市の現況
	1 位置
	2 市役所の緯度・経度
	3 隣接市
	4 面積・広がり及び標高

### 第2節 社会的条件

#### 1 人口

##### (1) 人口と世帯

本市は、名古屋市のベッドタウンという立地条件もあり、近年は微増傾向にある。また、平均世帯人数は4人を割っており、核家族化の傾向を強めている。

##### (2) 昼夜間人口について

市内には県内でも有数の工業地帯が形成され長く昼間人口が夜間人口を上回っていた。しかし、平成12年には流出人口が流入人口を上回っている。これは住宅開発が進み名古屋のベッドタウンとしての性格を強める一方で、日本経済のサービス化の進展により製造業

における合理化が進んだため、この傾向は今後一層増すものと推定される。

## 2 交通

### (1) 道路

国土幹線軸として名古屋第二環状自動車道（国道302号）をはじめ、広域的幹線道路としては名古屋都市圏の放射状道路2路線、環状道路1路線がある。

まず、放射状道路としてあげられるのは、国道22号で、岐阜県方面と名古屋中心部を結ぶ幹線道路として、市の北東端部を通過している。もう1本は、主要地方道名古屋祖父江線で国道22号とJ R東海道本線の間をほぼ平行に走り、県西端部と名古屋中心部を結んでいる。そして、環状道路である新川沿いに市の概ね中心部をほぼ南北に貫く主要地方道名古屋中環状線である。その他にも、助七西田中線、給父西枇杷島線等の一般県道があり地域における幹線道路としての役割を担っている。

### (2) 鉄道

鉄道は、市域の南西部、旧市街地の中心部をほぼ東西に名鉄名古屋本線が走り、市内には西枇杷島駅、二ツ杵駅、新川橋駅、須ヶ口駅、丸ノ内駅、新清洲駅が設置され、また、市の東部には名鉄犬山線の下小田井駅がある。須ヶ口駅は、名鉄津島線の分岐する駅ともなっており、一部の特急を含む車両が停車するため、乗降客数は1日平均1万人以上を超える。また、市域の北部を11時の方向に分断するように、J R東海道本線と東海道新幹線が通過し、市内にはJ R東海道本線の枇杷島駅と北部には清洲駅（所在は稲沢市）がある。さらに平成5年3月に全線開通した東海交通事業・城北線の尾張星の宮駅がある。

## 3 土地利用

名古屋市近郊という立地条件もあり、年々ベッドタウン化が進み、全市的に住宅街が形成されつつある。そのため、旧来からあった田畑の転用が進み、保水能力の低下が懸念されている。その一方で、既成市街地域では、既存不適格の木造家屋密集地域や道路狭あい地域が存在している。

商工業については、食料品・輸送機器・工作機械の大手各社の工場や小規模工場が多数立地しており、住工が混在している。その数は、小規模事業所を中心に漸減しており、旧来からの商店街が消滅する等、中心市街地の空洞化が顕著になっている。対照的に幹線道路沿線を中心にロードサイド型の店舗の出店が見られる。

## 第5章 地域としての災害危険性

### 第1節 風水害

清須市の河川は、庄内川をはじめ新川・五条川・水場川の4河川があり、いずれも一級河川で、しかも潮の干満によって水位が変化する感潮河川である。したがって満潮時に降雨と重なると自然排水が困難となっている。このため、市の各地に排水機場を設置しているが、近年の流域各市町村の急激な宅地開発は農地の減少をもたらし、流域全体の保水・遊水能力を著しく低下させている。

さらに、生活排水・工場排水等による汚泥の堆積によって河床の上昇を招き、河川機能を低下させている。このような実態から大量の雨水が河川に集中するため、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発するに至っている。

また、平成28年12月に公表された、木曾川洪水浸水想定区域図により、木曾川の破堤による本市への浸水被害が示された。

#### (1) 「庄内川洪水浸水想定区域図」

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所の庄内川堤防決壊時の浸水区域を想定した「庄内川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、春日及び清洲地区の一部を除く市域の概ね全域が浸水区域となり、特に、新川と庄内川に挟まれる低地部では浸水深5m以上の区域に入ること、西枇杷島地区及び新川地区の多くは3m～5m未満となることが指摘されている。

#### (2) 「木曾川洪水浸水想定区域図」

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び下流河川事務所の木曾川堤防決壊時の浸水区域を想定した「木曾川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、市の概ね全域が浸水区域となり、浸水区域の大部分の浸水深は0.5m～3m未満となることが指摘されている。

#### (3) 「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」、「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」及び「福田川洪水浸水想定区域図」

愛知県では、平成14年に水防法の一部改正を受け、新川を全国に先駆けて洪水予報河川に指定した。平成30年3月、「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」及び「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」、令和元年8月、「福田川洪水浸水想定区域図」において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これらによると、浸水区域が市全域にみられるものと指摘されている。

附属資料	第2 災害
	1 過去の主な災害

## 第2節 地震災害

愛知県は国内でも有数の地震県であり、これまでに海洋型大地震（南海トラフ沿いに発生する大地震）として昭和19年に東南海地震（M7.9）、内陸型大地震（陸地の断層の破壊によって発生する大地震）として昭和20年に三河地震（M6.8）等に襲われている。

全国的には、平成7年の阪神淡路大震災（M7.3）や平成23年の東日本大震災（M9.0）等によって甚大な被害が生じている。特に、東日本大震災はこれまでの想定を上回る規模であり、死者は1万5千人を超え、社会経済活動にも大きな影響を与えた。

東日本大震災を受けて内閣府が行った試算によると、南海トラフ地震が発生した場合、本市における最大震度は6弱と想定されている（過去地震最大モデル）。また、内閣府の試算に基づいた愛知県の想定によると、地震による建築物の崩壊や人的被害が危惧されるほか、液状化による被害の危険性も指摘されている。

### (1) 地震動・液状化による被害

清須市において、震度6弱の地震を想定した場合に発生する災害としては、地盤の液状化に伴う建物、道路やライフラインの破損、地震動による建物の倒壊と火災の発生がある。

液状化が発生した場合、地盤の不動沈下による建物の倒壊や破損、地中の浄化槽や燃料タンクの浮き上がり等が予想され、特に、基礎に液状化対策を行っていないような一般住宅においては、被害が大きくなる。また軟弱地盤を通過する道路における路面の沈下や盛土の崩壊、ライフライン施設の破損等が発生すると考えられる。

地震動による建物被害については、震度6弱となる地域では一般に木造住宅全体の破損の程度が著しく倒れる家も多い。また、鉄筋コンクリート建造物は、部分破壊又は崩壊が生ずることも予想される。

南海トラフ地震のような強振動による建物被害については、一般に建築年代の古い木造住宅、屋根の重い家、1階に壁や柱の少ない建物はかなり破損し、中には倒れるものも出ることが予想されるほか、建物の外装部の剥落や窓ガラスの破損も予想される。さらに、長周期地震動による構造物等の被害も想定される。

以上をまとめると、大規模地震が発生した場合には、市街地部にかけて形成される木造住宅密集市街地において住宅等建物被害による大きな混乱の起こる可能性が高い。

### (2) 地震火災について

地震火災については、清須市において、北部の一部地域を除いて建物が密集し、ところによっては工場と住宅が混在しているような状況であり、また、オープンスペースも十分確保されていないため、延焼火災発生の可能性は高い。

特に、1995年の阪神淡路大震災において震度6以上の被災地域（神戸市の例）では、幅員6～8mの道路の約半数が建物の倒壊により通行不能になっており、消防用緊急車両の現場への到着が困難になる地域が多数発生することが予想される。地域における初期消火活動が不調に終わった場合、広域的な延焼火災に発展する可能性はかなり高くなるものと想定される。

附属資料	第2 災害 2 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測
------	---------------------------------

### 第3節 原子力災害

2011年3月の東日本大震災では、地震と津波による大きな被害に見舞われたが、これらの影響により、東京電力の福島第一原子力発電所では炉心溶融等の一連の放射性物質の放出を伴う原子力事故も発生し、原子力発電の災害時におけるリスクについて改めて認識させられたところである。

事故後、国や愛知県において様々な議論、検討が進められてきたところであるが、愛知県においては、この事故を契機として、平成25年5月の県防災会議にて地域防災計画の「原子力災害対策計画編」を策定した。

本市は、福井県の美浜、敦賀発電所から100km圏内、静岡県の浜岡発電所から150km圏に位置している。これらの発電所において事故が生じた場合には、気象条件等によっては本市に影響を与える可能性もゼロではない。

そのため、今後とも国や愛知県の動向を踏まえつつ、災害時には連携して対応するために、本市においても「原子力災害対策計画編」を策定することとする。

附属資料	第2 災害 3 県外の原子力発電所の位置
------	-------------------------